3>ティア位>ターをご語問《尼さ61!

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい方やボランティアに来てほしい方から の相談を受け、ボランティアコーディネート(ボランティア派遣の調整)を行っております。ま た、ボランティアをしたい方のための各種講座等も開催しています。ボランティアに関して何 か相談等ございましたらお気軽にご連絡ください。



ボランティア

ボランティア登録

ボランティア依頼

ボランティア

イボランティア相談

センター

ボランティア派は



ば、ボランティア要請依頼があった際に内

容に応じてお声かけさせていただきます。

依頼の例:

- ●福祉施設での話し相手やふれあい
- ●イベント時のボランティアスタッフ等



ボランティア出前講座

社協では、学校・地域・会社などで「福祉の心」を育てるための出前講座を行っています。 ご要望に応じたプログラムで実施しますので、お気軽にご相談ください。

コース名	内容	所要時間
Aコース	福祉やボランティアについて、その年代やご希望の内容にあわせて説明します。	20分~60分
Bコース	障がい者(体の不自由な方, 目の見えない方, 耳の聞こえない方)の体験 談を聞いたり, 質問をしたりして, 障がいについての理解や関心を深める。	45分~90分
Cコース	地域の高齢者と子どもの世代間交流で昔話や作品づくり等を通じて地域の方との交流を深める。	60分~
Dコース	耳の不自由な人とのコミュニケーション「手話」。指文字やあいさつなど簡単な手話について勉強する。	60分~120分
Eコース	万が一の災害に備えて、災害ボランティアとして必要な知識と技術を学びます。炊出し訓練や救命救急法など希望の内容に応じて説明します。	45分~
Fコース	認知症の理解や、関わり方について寸劇をまじえながら学びます。子ども から大人までとっても分かりやすい講座です。	45分~120分
Gコース	高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験を通じて、高齢者や障がい 者の理解とバリアフリーについて考えます。	45分~ (人数に応じて調整)

※申込みについては1ヶ月ぐらい前までにお願いします。また,上記以外でも希望の内容に応じて調整いたします。

社協ボラセン通信

第13号

令和 4 年 12 月 27 日発

[発行・問合せ先]

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会 鹿屋市ボランティアセンター 〒893-0009 鹿屋市大手町 1番 1号リナシティかのや 2 階福祉プラザ内

TEL:0994-44-2277 FAX:0994-44-7757

HP:http://www.kanoyasyakyou.com MAIL:info@kanoyasyakyou.jp

今年も残すところあとわずかとなりました。鹿屋市ボランティアセンターの運営に おきましては、今年1年、皆様に多大なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。 来年も様々な講座やイベントの開催を予定しておりますので、ぜひご協力をよろしく



	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
回覧															

令和 4 年度ボランティアフェスティバル開催!

10 月 22 日にリナシティかのやで,令和 4 年度ボランティアフェスティバルを開催しました。 各種ボランティア体験コーナーや、車両展示などのブースを設けました。本イベントは 3 年ぶり の開催となりましたが、多くの方々にご協力をいただき、無事盛況に終わりました。

ご協力いただいた皆様、ご来場いただいた皆様、誠にありがとうございました☆彡









地域で活動している子ともたちはいませんか?

お友達や地域の方々と協力し清掃活動や地域行事に

参加することで嬉しい気持ちになります。

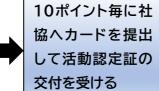
社会福祉協議会では、児童・生徒に向けて私のふれあいボランティア カード(スタンプカード)を発行しています。

ボランティア活動をしてスタンプをたくさん集めましょう。

ボランティア活動力 ードを社協もしくは 学校でもらう(カード は自己管理)

ボランティア活動を

学校または社協等 でスタンプ(サイン 可)を押してもらう



関連する事業等を紹介します





聴覚・言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある方に対して、 手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

●申請方法など詳しいことは、お問合せください。



『点字・声の広報等発行





●申請方法など詳しいことは、お問合せください。

福祉機器リサイクル事業

市民の皆様から使わなくなった福祉機器を無料で提供していただき必要とされる方に無料でお 譲りしています。

- ●提供していただきたいもの
- ・電動ベッド ※良好な使用状態にあるものに限ります。
 - ※譲り受ける人が見つかるまでの期間、機器の保管は提供してくださる方にお願いします。
- ●譲渡ができる人は市内に居住し、障がい、高齢、疾病等により福祉機器を必要とする方です。
- ●申込方法など詳しいことは、お問合せください。

撃車いす等の貸出を行っています。

旅行やケガ、介護保険認定までのつなぎなど、一時的に車いすが必要な方へ無料で車いすの貸 出を行っています。

- *貸出期間は1ヶ月以内です。
- *すでに介護保険を利用されている方は介護保険でのレンタルをお願いします。

その他、教材用として以下のセットも貸出しています。詳しくはお問合せください。

- ●高齢者疑似体験セット
- ●アイマスク・白杖セット
- ●妊婦体験セット

